

正 会 員 各 位

(一社)全国LPガス協会

LPガス事業者による駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）について  
（お願い）

標記につきまして、資源エネルギー庁（以下、「エネ庁」という。）ではLPガスをめぐる商慣行改革を実行するため、「液化石油ガス流通WG」（以下、「本WG」という。）を開催し、取引の適正化に向けた検討を行っております。

本WGにおいて、LPガス料金に関し、既存契約については設備費用の計上自体は禁止しないという方針を提示したことを受け、LPガス事業者による不動産関係者等への設備の無償貸与等の駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）が加速しているとの情報提供が、令和5年12月にエネ庁ホームページに開設された通報フォームなどを通じて寄せられているとのことです。

こうした状況を受け、エネ庁では、駆け込み的営業を行うことは、取引の適正化に係る制度改革の趣旨に反するとともに、LPガスの消費者が支払うこととなるLPガス料金に高額な設備料金が含まれるなど不利益が生じる可能性が高く、看過できない行為であると考え、駆け込み的営業を行わないことなど、当協会に対して、下記の3点について依頼がありました。

なお、エネ庁からは、(公財)日本賃貸住宅管理協会に対しても別添のとおり同様の依頼がされています。

つきましては、都道府県協会におかれましては、会員に対し、直接会員におかれましては、関係者に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

- ① 設備の無償貸与等、不動産関係者等に対する駆け込み的営業（過大な利益供与の提案）を行わないこと
- ② 不動産関係者等に対し、駆け込み的営業に応じないよう説明すること（別添の令和6年1月23日付け通知もご確認ください）
- ③ 問題行為に接した場合、資源エネルギー庁が開設する「通報フォーム」に情報提供すること

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources\\_and\\_fuel/distribution/lpgass\\_tsuhoform/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html))

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、岩田